

# 大分県報

令和三年  
第二四一号  
九月十日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県会計規則の一部改正……………一

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

道路区域の変更……………二

道路占用の制限……………二

### 選挙管理委員会告示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………四

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………六

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………六

## 規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十五号

### 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「又は返納通知書の送付」を、「返納通知書その他の納入の通知」に改める。

第三十五条の二中「の指定代理納付者」の下に「（以下「指定代理納付者」という。）」

令和三年九月十日

を加え、「当該」を削る。  
第六十五条に次の一号を加える。  
十 指定代理納付者に納付させる収入金の取扱いに係る決済手数料 当該収入金第六十六条の見出し中「補填」を「補填」に改め、同条第二項中「補填しなければ」を「補填しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 前項の規定にかかわらず、前条第十号の規定により繰替払をした経費については、別に定める方法により補填することができる。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第五百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年九月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種

類 洗浄施設

① 〇・〇五㎡ 一基

大分県報（規則・告示）



道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。  
 その関係図面は、令和三年九月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和三年九月十日

一 占用を制限する区域  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名  
 区域

一般国道二一二号  
 中津市耶馬溪町大字宮園字杉本九二〇番二から  
 中津市耶馬溪町大字宮園字町浦九八〇番まで

一般国道三八七号  
 玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五〇番四から  
 玖珠郡九重町大字菅原字川底一四五一番四まで

一般国道三八八号  
 佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇四番一地先から  
 佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三三三まで

県道三重弥生線  
 佐伯市本匠大字小半字木落シ一五九七番二から  
 佐伯市本匠大字小半字滝ノ脇一八一七番三三まで

県道佐伯津久見線  
 佐伯市弥生大字床木字日詰二五九二番二から  
 佐伯市弥生大字床木字横谷二四九八番一地先まで

県道玖珠山国線  
 玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木二四番二から  
 玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木一六六番一まで

県道古江丸市尾線  
 佐伯市蒲江大字葛原浦字浦ノ元四番一三三から  
 佐伯市蒲江大字丸市尾浦字日野浦一六四〇番八三三まで

県道梶寄浦佐伯線  
 佐伯市字下小谷二ノ九六三一番一地先から  
 佐伯市字下小谷九六四〇番三三まで

二 制限の対象とする占用物件  
 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更  
 新又は移設によるものを除く。）  
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地  
 を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由  
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を  
 防止するため  
 四 占用の制限を開始する期日  
 令和三年十月一日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の  
 届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す  
 る。  
 令和三年九月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）  
 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主党大分県白杵市支部	高橋 肇	匹田 久美子	白杵市大字白杵一九五	令 三・ 六・ 一六
立憲民主党大分県大分市支部	浦野 英樹	増原 寛	大分市高砂町四―二〇高砂ビル四〇一	令 三・ 六・ 一六
立憲民主党大分県中津市支部	馬場 林	福田 和幸	中津市豊田町三―一―六	令 三・ 六・ 一六
立憲民主党大分県日田市支部	羽野 武男	浅木 重行	日田市田島本町五―三〇第二エトビル―一五はの武男事務所内	令 三・ 六・ 一六
立憲民主党大分県別府市支部	原田 孝司	三重 忠昭	別府市東莊園町六一―一	令 三・ 六・ 一六

令和三年九月十日

大分県報（告示・選管委告示）





高橋まいこ 後援会	高橋 舞子 の氏名	会計責任者 の氏名	溝邊 由裕	森重 勝由	令 三・ 六・二二
牧たかひろ 後援会	牧 貴宏 の氏名	会計責任者 の氏名	牧 義裕	牧 義弘	令 二・ 一・二五
松下清高後 援会	松下 清高 の氏名	主たる事務 所の所在地	大分市大手町二 一三一―二大分 県市町村会館六 F	大分市大手町三 一―一九	令 三・ 六・一四
守永信幸後 援会	守永 信幸 の氏名	主たる事務 所の所在地	大分市高砂町四 一―二〇高砂ビル 二〇三号	大分市大手町三 一―一九	令 三・ 六・一四

大分県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年九月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
神田 信浩	玖珠町長	玖珠創世の会	玖珠郡玖珠町山田二四九 一―一二	令 三・ 七・ 三
志賀 輝和	由布市議会議員	志賀輝和後援会	由布市挾間町古野一〇四 六一―一九	令 三・ 七・二二
二宮 圭一	杵築市長	二宮圭一と日本一の杵築市を創る会（略称二一会）	杵築市山香町大字広瀬四 四四〇	令 三・ 六・一七

大分県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年九月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日	
衛藤 延洋	衛藤えんよ う政策研究会	主たる事務所の所在地	大分市大字三芳 一六九一―一三三 一―一四	大分市にじが丘 三―一―一四	令 二・ 一・ 一
守永 信幸	守永信幸後援会	主たる事務所の所在地	大分市高砂町四 一―二〇高砂ビル 二〇三号	大分市大手町三 一―一九	令 三・ 六・一四

大分県選挙管理委員会告示第五十七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年九月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 六 指定保護施設中
- 「社会福祉法人大分県光明寮 豊後大野市三重町玉田一五―一五」を
  - 「大分県光明寮 豊後大野市三重町玉田一七―二八」に改める。